

NPO 法人 大阪精神医療人権センター

設立趣意書

1984年3月に発覚した栃木県宇都宮病院における入院中の精神障害者に対する看護者による傷害致死事件は、日本の精神医療の劣悪な実態について、国内外からの批判をまき起こしました。任意団体「大阪精神医療人権センター」は、宇都宮病院事件に大きな衝撃を受けた患者、家族、医療従事者、弁護士、一般市民らが集まり、1985年11月に人権侵害から精神傷害者を救済する活動を展開することを目的として出発しました。

当初は、社会から隔離された密室となっている精神病院の風通しの悪さこそが人権侵害の温床であると位置付けこのような中で、1993年2月大阪府柏原市にある大和川病院で入院患者が何人かから暴行を受け、転院先の病院で死亡するという事件が発覚しました。大和川病院事件を契機として明らかになった同病院の劣悪な医療実態とその実態の行政による長期間の放置、様々な人権侵害と多数の退院可能な患者の存在は、旧態依然たる劣悪な医療および社会的入院を根本的に解消してゆくための取組の強化・拡大が求められていることを示しています。

大和川病院事件以降、病院や地域で精神障害者の人権をいかに擁護し支えてゆくのかについて、様々な場で議論されるようになりました。

”精神病院に風穴を開けよう”をスローガンとして精神病院に入院中の精神障害者に対する人権侵害について、電話相談、病院への面会活動、対行政交渉を実施し、これらの活動を通じて人権侵害の救済に努力してきました。

1988年7月に精神保健法(後に改正され「精神保健福祉法」)が施行された後は、病院への面会活動を一層強めるとともに、医療的には入院の必要がないのに退院後の生活環境が調わないため入院を継続せざるを得ない精神障害者(いわゆる「社会的入院者」)が多数存在することについて、それを著しい人権侵害ととらえ、障害のある

者も普通に地域で生活できる体制づくりのため、公営住宅への精神障害者単身者枠の設定など対行政への要請活動にも力を入れ、“病院から 地域へ”を次の目標として掲げました。このような中で、精神障害者が病院ではなく地域で落ち着いて生活でき、必要なときに安心して医療にかかれる体制を実現するための活動、その前提として必要不可欠な情報公開を求める活動などの重要性は一層高まっています。

出発から 14 年目を迎え、事務所を確保し、専従のスタッフが活動に従事するようになって、ますます活動の質の向上と継続性が期待される中で、今後更に長期的な見通しを持った活動を展開してゆく必要性を痛感しています。

1998 年 3 月特定非営利活動促進法が成立したことを踏まえ、精神障害者の人権擁護活動に関心のある多くの市民がより参加しやすい団体となることをめざして、法人化することを決意しました。

多数の方々のご参加、ご賛同、ご支援を呼びかけます。

1999 年 4 月 24 日

特定非営利活動法人
大阪精神医療人権センター設立発起人一同